

兵庫県公報

令和4年3月14日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則を廃止する規則（地域安全課）… 1

公布された法令のあらまし

◎ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第5号）

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の廃止に伴い、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則を廃止することとした。

規 則

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第5号

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則を廃止する規則

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則（令和2年兵庫県規則第55号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。